

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 資料情報制度・海外送金200万円超は調書提出

Q：検討が進められていた「資料情報制度」の具体案がまとめられたそうですが、その内容を教えてください。

A：来年4月から改正外為法が施行され、国外送金が自由化されるため法制化が検討されていた「資料情報制度」が、臨時国会に新法律案として提出されました。

法案の内容は、次のようになっています。

### (1) 国外送金等の調書の提出

銀行等の金融機関又は郵便局は、その顧客がその金融機関又は郵便局を通じてする国外送金及び国外からの送金等の受領に係る為替取引を行ったときは、その国外送金等ごとに所定の事項を記載した調書を翌月末までに税務当局に提出しなければならない。ただし、200万円以下の国外送金等については調書の提出を要しない。

### (2) 告知書の提出

国外送金等を行う者は、本人口座による国外送金等以外の場合、告知書の提出を要する。また、金融機関等は住民票、登記簿謄本等による本人確認をしなければならない。

### (3) 施行期日

施行日は平成10年4月1日、調書の提出制度も同日以後に行われる国外送金等について適用する。

